

裁 決 書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○ ○○

処分庁

加須市長 大 橋 良 一

審査請求人が令和3年11月16日付けで提起した処分庁加須市長による市民税・県民税延滞金額の減免申請に対する棄却処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（市民税・県民税延滞金額の減免申請に対する棄却処分に係る審査請求事件（令和3年第1号）。以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、令和3年7月27日付けで、処分庁に対し、市民税・県民税延滞金額についての延滞金額減免申請書を提出した。
- 2 処分庁は、加須市税条例施行規則（平成22年加須市規則第54号）第17条各号に規定する延滞金の減免事由に該当しないとして、令和3年8月19日付けで、**上記1**の申請を棄却する本件処分を行った。
- 3 審査請求人は、本件処分を不服として、令和3年11月16日付けで、加須市長に対し本件審査請求を行った。
- 4 審査庁は、審査請求人から提出された審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）の記載事項に不備が認められることから、令和3年11月19日付けで、審査請求人に対し、同年12月6日を期限として当該不備の補正を命じた。
- 5 しかしながら、上記4の補正命令に係る通知を審査請求人が受け取ることなく郵便局での保存期間を経過したため、当該通知が審査庁に返戻され、上記4の補正期限までに補正は行われなかった。
- 6 審査庁は、令和3年12月2日付けで、審査請求人に対し、同月20日を期限として本件審査請求書の不備の補正を再度命じた。
- 7 審査請求人は、上記6の補正期限までに補正を行わなかった。

- 8 審査庁は、令和3年12月23日付けで、審査請求人に対し、令和4年1月4日を期限として本件審査請求書の不備の補正を再度命じるとともに、補正期限までに補正しない場合は、本件審査請求を却下する旨を通知した。
- 9 しかしながら、上記8の補正命令等に係る通知を審査請求人が受け取ることなく郵便局での保存期間を経過したため、当該通知が審査庁に返戻され、上記8の補正期限までに補正は行われなかった。
- 10 審査庁は、令和4年1月5日付けで、審査請求人に対し、同月19日を期限として本件審査請求書の不備の補正を再度命じるとともに、補正期限までに補正しない場合は、本件審査請求を却下する旨を通知した。
- 11 審査請求人は、上記10の補正期限までに補正を行わなかった。

審理関係人の主張の要旨

審査請求人の主張

審査請求人は、重度の熱中症により意識不明に陥ったことで長期入院した後、介護施設に入所しており、医療費や介護費がかさみ、生活に困窮しているため、加須市税条例施行規則第17条第1号の減免事由に該当するとして本件処分の取消しを求めているものと解される。

理 由

1 本件審査請求書の不備について

行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）による審査請求を行う場合、法第19条第2項各号に掲げる事項を記載した審査請求書を提出する必要があるが、本件審査請求書には、次のとおり記載事項に不備がある。

- (1) 審査請求人の住所又は居所が記載されていない（法第19条第2項第1号）。
- (2) 審査請求に係る処分の内容が不明確である（法第19条第2項第2号）。
- (3) 審査請求の趣旨が記載されていない（法第19条第2項第4号）。
- (4) 処分庁の教示の有無及びその内容が記載されていない（法第19条第2項第5号）。

2 本件審査請求書の補正命令について

審査庁は、本件審査請求書の不備の補正を命じるため、法第23条の規定により、令和3年11月19日付けで、審査請求人に対し、補正命令に係る通知を書留郵便で送付した。

また、本件審査請求書に記載されていた審査請求人の状況を踏まえ、審査請求は代理人が行うことができる旨を通知するとともに、代理人を選任する場合は、委任状を提出するよう併せて通知した。

しかし、当該通知を審査請求人が受け取ることなく郵便局での保存期間を経過し、審査庁に返戻されたため、審査庁は、令和3年12月2日付けで、審査請求人に対し、再度補正命令に係る通知を普通郵便で送付したが、審査請求人は補正期限までに補正に応じなかった。

その後、審査庁は、令和3年12月23日付けで、審査請求人に対し、令和4年1月4日を期限として本件審査請求書の不備の補正を再度命じるとともに、補正期限までに補正しない場合は、本件審査請求を却下する旨を記載した通知を配達証明郵便で送付したが、これに対しても当該通知を審査請求人が受け取ることなく郵便局での保存期間を経過したため、審査庁に返戻され、補正期限までに補正は行われなかった。

最終的に、審査庁は、令和4年1月5日付けで、審査請求人に対し、同月19日を期限として本件審査請求書の不備の補正を再度命じるとともに、補正期限までに補正しない場合は、本件審査請求を却下する旨を記載した通知をレターパックにより郵送し、同月7日に当該通知が到達したが、審査請求人は、補正期限までに補正に応じなかった。

このことは、法第24条第1項の規定による審査請求人が相当の期間内に不備を補正しないときに該当する。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は、不適法であることから、法第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年1月26日

審査庁 加須市長 大橋 良一

教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として（訴訟において加須市を代表する者は加須市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、加須市を被告として（訴訟において加須市を代表する者は加

須市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。